

税の申告は正しく、期間内に

税の申告受付が始まります

12月号に引き続き、今月号では申告が必要なる方を対象に、申告に準備するものと自書申告の内容を説明します。

今年は、新型コロナウイルス等感染予防対策として、ソーシャルディスタンスに配慮した配置や会場内の換気等に努めますが、さらに密を避けるため、積極的にe-Tax(電子申告)等(5ページ参照)の活用をお願いします。

お問い合わせ

- ◇所得税に関すること
函館税務署 ☎31-3171
- ◇市道民税・国保税に関すること
市役所税務課所得課税係 ☎73-3111[内線134]まで

月日	受付地区	会場
2月12日(金)	当別・三ツ石地区	石別住民センター(当別3丁目1-44)
2月15日(月)	茂辺地・茂辺地市ノ渡地区	茂辺地住民センター(茂辺地2丁目5-56)
2月16日(火)・17日(水)	谷好・富川・桜岱・水無・三好・矢不來・館野地区	谷好住民センター(谷好3丁目12-41)
2月18日(木)・19日(金)・22日(月)・24日(水)	七重浜・追分1丁目地区	七重浜住民センターれいんぼー(七重浜2丁目32-25)
2月25日(水)	追分・追分2丁目～7丁目地区	追分福祉センター(追分5丁目14-1)
2月26日(金) 3月1日(月)・2日(火)	久根別・東浜1丁目地区	久根別住民センターくーみん(久根別1丁目29-1)
3月3日(水)・4日(木)	飯生・押上・大工川・常盤・公園通・添山・昭和地区	エイド'03(飯生3丁目4-1)
3月5日(金)	開発・東前・萩野・一本木・千代田・清水川地区	農業振興センター(東前74-2)
3月8日(月)～10日(水)	本町・本郷・市渡・村山・中山・稲里・白川・細入・南大野・向野・文月・村内地区	北斗市公民館(本郷2丁目32-5)
3月11日(木)・12日(金)・15日(月)	中央・中野通・中野・清川・野崎・東浜2丁目地区	北斗市役所1階 大会議室(中央1丁目3-10)
2月8日(月)～10日(水)・3月16日(火)～19日(金)		北斗市役所1階 ロビー(中央1丁目3-10)

会場内の混雑を避けるため、【市・道民税】の申告に限り、以下の日程でも受け付けます。所得税の還付を受けるための申告や所得税を納めるための申告は受付できませんので、上記の申告期間に各会場へお越しください。

来場される方へのお願い

新型コロナウイルス等感染予防対策のため、来場を予定されている方は、当日朝の検温の実施をお願いいたします。熱があるなど体調不良の症状が見られる場合には、来場を控え、別の日程をご検討ください。

会場(受付)に手指消毒用アルコールを用意いたしますので、来場の際は、消毒にご協力をお願いします。

また、マスクを着用し、咳エチケットなどの感染予防対策をお願いします。職員もマスク着用で対応させていただきます。

申告に必要なもの(例)

- 本人確認書類／本人確認は個人番号(マイナンバー)の確認と、身元確認により行います。
- ▼マイナンバーカードがある方
マイナンバーカードだけで本人確認ができます。
- ▼マイナンバーカードがない方
個人番号確認書類と身元確認書類のそれぞれ一つずつが必要です。
- 個人番号確認書類
- 通知カード(氏名、住所等の記載事項に変更がない場合に限り)。

●マイナンバーが記載された住民票の写しまたは住民票記載事項証明書

身元確認書類

- 運転免許証
- 公的医療機関の被保険者証
- 身体障害者手帳
- 療育手帳
- 精神障害者保健福祉手帳
- パスポート
- 在留カード
- など

- 扶養親族や事業専従者がいる場合は、その方のマイナンバーを把握してください。
- 申告の案内はがき(国民健康保険に加入し、税務課で申告が必要と判断した方へ送付しています)。
- 印鑑
- 各種領収書、社会保険料、生命保険料、地震保険料などの控除証明書
- 医療費控除の適用を受ける場合は、医療費控除の明細書、医療費通知
- セルフメディケーション税制の適用を受ける場合は、セルフメディケーション税制の明細書、一定の取組を行ったことを明らかにする書類
- 前年度申告書の控
- 給与や年金の源泉徴収票または所得の明細書(扶養親族分もご持参ください)。
- 健康保険証、障害者手帳、扶養親族などを確認できるもの
- 本人名義の通帳(還付申告される方)

【ご注意】

- ▽事業収入・不動産収入のある方
4ページ「申告に必要なもの」のほか、令和2年分の収支内訳書を作成し、固定資産(土地・家屋)課税明細書、前年の収支内訳書をお持ちください。
- ▽青色申告の方
申告書の内容確認は行わず受理のみとなります。

函館税務署での申告が必要な方

- 次に該当する方の申告については、函館税務署で申告してください。
- 青色申告の方
- 初めて住宅借入金等特別控除を申告する方
- 譲渡所得(土地・建物・株式の売却)のある方
- 山林所得、配当所得のある方
- 消費税の申告がある方

自書申告にチャレンジ

■自書申告ではお待たせしません
自書申告は、自分で申告書を作成し、添付書類を貼り付けて、そのまま市役所税務課、総合分庁舎市民窓口課、七重浜・茂辺地両支所、申告会場に提出することを行います。申告書の内容の確認(申告相談)などを行わないため、会場で長時間待つことはありません。

なお、自書申告を提出する場合は「本人確認書類」の写しを添付してください。

自書申告は郵送できません

自書申告は、郵送で提出できません。確定申告書は函館税務署へ、市・道民税(国民健康保険税)申告書は市役所税務課へ郵送してください。

なお、郵送する場合は4ページに掲載の「本人確認書類」の写しを添付してください。

郵送先

- ▼確定申告書は
〒040-0014
函館市中島町37番1号
函館税務署
- ▼市・道民税申告書は
〒049-0192
北斗市中央1丁目3番10号
北斗市役所税務課所得課係

国税庁ホームページで「確定申告書の記載例」を確認できます。



函館税務署からのお知らせ

「オンライン」を活用して感染予防

国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)では、パソコン・スマートフォンなどから、所得税・消費税・贈与税の申告書を作成し、e-Tax(電子申告)または印刷して郵送で提出することができます。

感染予防の観点から、多くの方が訪れる確定申告会場ではなく、ぜひご自宅での申告書の作成・提出をお願いします。



スマホでe-Tax

マイナンバーカードとマイナンバーカード対応スマートフォンをお持ちの方や、事前に税務署で専用のID・パスワードを取得している方は、スマートフォンでe-Tax(電子申告)をご利用いただけます。

※マイナンバーカード等がない方は、事前に税務署から「ID・パスワード」の取得が必要となります。以前に「ID・パスワード」を取得したことがある方は、そちらをご利用ください。

確定申告会場(函館税務署)への入場には、「入場整理券」が必要です

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止と会場内の混雑緩和のため、「入場整理券」を配付し、確定申告会場へ入場できる時間枠を指定しご案内します。

入場整理券は、当日会場で配付しますが、LINEを通じてオンライン事前発行もできます。

入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合がありますのでご了承ください。

オンライン事前発行と当日の配付状況は国税庁ホームページをご確認ください。